

利用者負担額（保育料）の決定に関する市民税額等の確認の仕方

保育料は、保育所（園）・認定こども園に所属する児童の世帯の市町村民税所得割額の合計により決定します。

算定基礎となる市町村民税の所得割額は、住宅借入金特別控除、配当控除、外国税額控除、寄附金控除等を控除する前の額となります。

ただし、令和6年度市町村民税に限り、定額減税額も控除されます。

各通知書での市町村民税所得割額の確認の仕方は以下の通りです。

(1) 会社などの給与所得から市民税を差し引いて納付している方（会社から）

(2) 個人事業主など市民税を自ら納付している方（市から郵送）

※注意点

- あくまで目安となりますので、実際に算定される保育料とは金額が異なる場合があります。
- 政令指定都市では、市町村民税額が8%で計算されますが、保育料決定に当たっては6%で算出した額を使用しますので、上記で確認した額に6/8をかけることで確認ができますが、あくまで目安としてご利用ください。
- 内縁の夫（妻）や、単身赴任で住民票が別になっている父母がいる場合も含んで計算します。
- 保育料を算定する年度と、対応する月については下記のとおりです。

令和6年4月

8月 9月

令和7年3月

令和5年度市町村民税に基づく保育料

令和6年度市町村民税に基づく保育料

※令和5年度市町村民税：令和4年1月～令和4年12月までの収入等に基づき決定されます。

※令和6年度市町村民税：令和5年1月～令和5年12月までの収入等に基づき決定されます。